

(その1)

收支報告書

(令和4年分)

(ふりがな)

1 政治団体の名称

(りっけんみんしゅとう ちばけんだい3くとうしふ)

立憲民主党 千葉県第6区総支部

2 主たる事務所の所在地

松戸市上本郷 2735

3 代表者の氏名

奥野 総一郎

4 会計責任者の氏名

柏谷 淳子

問合せ先

(担当者) 柏谷 淳子

(電話)

090-8891-7112



1P 7136

定内郵資國全領
解後電N電過

F1 F2 F3 F4 F5 F6
丸 丸 丸 丸 丸 丸

※該当箇所に「✓」を付すこと。

政治団体の区分	
<input checked="" type="checkbox"/> 政党的支部	<input type="checkbox"/> 政党
<input type="checkbox"/> その他の政治団体 (後援会等)	<input type="checkbox"/> 政治資金団体
<input type="checkbox"/> その他の政治団 体の支部	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2 第1項の規定による政治団体

活動区域の区分

2以上の都道府県の区域等

同一の都道府県の区域内

国会議員関係政治団体の区分

政治資金規正法第19条の7第1項
第1号に係る国会議員関係政治団体

政治資金規正法第19条の7第1項
第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名 奥野 総一郎

公職の種類 衆議院議員
(現職・候補者等)

(※) 資金管理団体の指定の期間

令和 年 月 日 から

令和 年 月 日 まで

(※) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和4年 9月 20日 から

令和4年 12月 31日 まで

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取り消しをした場合のみ記入すること。

✓

1

収支の状況

全団体必要

(その2)

注意：収支がない団体にあっても、本表と表（その17）及び表（その20）は提出しなければならない。

1 収支の総括表

(1) 収入総額 (① + ②)	十億	百万	千	円
① (前年からの繰越額)				0
② (本年の収入額 = A + B + C + D + E + F + G)				0
(2) 支出総額 (表(その13-1)の合計額)				0
(3) 翌年への繰越額 ((1) - (2))				0

2 収入項目別金額の内訳

※収支がない場合であっても、上記の表の欄にはすべて記入すること。↑

(1) 個人の負担する党費又は会費

金額 A	十億	百万	千	円
員数				0

(2) 寄附

ア寄附（イを除く。）の区分	金額	備考
(ア) 個人からの寄附	0	内訳を表(その7-1)へ記載すること。
[うち特定寄附]	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	内訳を表(その7-2)へ記載すること。
(ウ) 政治団体からの寄附	0	内訳を表(その7-3)へ記載すること。
小計 (ア) + (イ) + (ウ)	0	(ア)～(ウ)の小計を記載すること。
[寄附のうち寄附のあっせんによるもの]	0	内訳を表(その8)へ記載すること。
イ政党匿名寄附	0	内訳を表(その9)へ記載すること。
合計 B (ア + イ)	0	

※「特定寄附」とは、候補者等が、政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附したものという。

※「政党匿名寄附」とは、政党が街頭や講演会等で受けた一件千円以下の寄附をいう。

全団体必要

(その17)

資産等の状況

全団体必要

1 資産等の総括表

資産等の有無		有	無	備考
ア 土	地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建	物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権		<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産		<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。） 又は貯金（普通貯金を除く。）		<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 錢 信 託		<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券		<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利		<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金		<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金		<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利		<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金		<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

注意(1)すべての団体が提出すること。

(2)団体としての資産等について記載するものであり、全ての項目について有・無のいずれかに「✓」を付すこと。

(3)「有」欄に✓を付けた資産等については、その内訳を表(その18)に記載すること。

全団体必要

(その20)

全団体必要

宣誓書

添付書類(別添のとおり)

- 領収書等の写し
- 監査意見書(政党及び政治資金団体に限る。)
- 政治資金監査報告書(国會議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和5年5月23日

政治団体の名称 立憲民主党千葉県第6区総支部

会計責任者の氏名 粕谷淳子 

(以下は解散届提出時のみ記入)

(代表者の氏名

(印)

※解散の場合は、解散届も必要となります。

全団体必要

政治資金監査報告書

令和 5 年 5 月 17 日

立憲民主党千葉県第 6 区総支部

代表 奥野總一郎 殿

登録政治資金監査人 吉田 正美
登 錄 番 号 第 3881 号

研修修了年月日 平成 23 年 7 月 13 日

1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第 19 条の 13 第 1 項の規定に基づき、立憲民主党千葉県第 6 区総支部の令和 4 年に係る法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を微し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第 19 条の 13 第 2 項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は微取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を微し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、立憲民主党千葉県第 6 区総支部の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第 19 条の 13 第 2 項第 1 号に規定する事項について、会計帳簿が保存されていた。

なお、政治資金監査の対象期間においては、立憲民主党千葉県第 6 区総支部に係る支出はなく、明細書、領収書等、領収書等を微し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

(2) 法第 19 条の 13 第 2 項第 2 号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会

議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国議員
関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定
する収支報告書は、会計帳簿に基づいて、支出が計上されていない状況が表示されて
いた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徵し難かった
支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

3 業務制限

立憲民主党千葉県第6区総支部と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違
反する事実はない。

以上